

投資信託等のトータルリターンの通知制度導入に係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 25 年 5 月 28 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、平成 24 年 12 月 7 日に金融庁より公表された「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ 最終報告」において、トータルリターン把握のための定期的通知制度について、「業界において制度の実施を図ることが求められる」旨提言されたことを受け、「投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ」において、同制度の導入について検討を進めてきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討結果等を踏まえ、投資信託等のトータルリターンの通知制度を導入するため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

- (1) 顧客から保管の委託等を受けている投資信託等のトータルリターンについて、別表に定めるところにより通知しなければならないこととする。(第 23 条の 2 関係)
- (2) トータルリターンの通知に関し、対象となる投資信託等の範囲、対象となる顧客の範囲、トータルリターンの計算方法、通知方法並びに通知の頻度及び内容等について、別表において定めることとする。(別表関係)

3. 施行の時期

この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託等について適用する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

①募集期間：平成 25 年 5 月 28 日（火）から 6 月 10 日（月）17：00 まで（必着）

②提出方法：郵便または電子メールにより下記まで提出してください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 あて

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正についての意見とし、次の事項をご記入のうえ、提出してください。

①氏名又は名称

②連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④意見の該当箇所

⑤意見

⑥理由

（注）本規則改正案の参考資料として、投資信託等のトータルリターンの通知に係る実務上の取扱いや留意点を取りまとめた「投資信託等に係るトータルリターンの通知に当たってのガイドライン（案）」を添付しておりますのでご参照ください（ガイドライン案は、パブリック・コメントの募集の対象ではありません。）。

○本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 （TEL 03-3667-8470）

以 上

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 25 年 5 月 28 日

（下線部分変更）

改正案	現 行
（投資信託等の損益の通知） 第 23 条の 2 <u>協会員は、顧客から保管の委託を受けている又は振替口座簿への記載若しくは記録により管理している投資信託等について、別表に定めるところにより、顧客に当該投資信託等に係る損益（別表において「トータルリターン」という。）を通知しなければならない。</u> 付 則 この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託等について適用する。	（新 設）

(別表)

第 23 条の 2 に規定する投資信託等のトータルリターンの通知について

項 目	内 容
1. 対象とする投資信託等の範囲	(1) トータルリターンの通知は、協会員が顧客から保管の委託を受けている又は振替口座簿への記載若しくは記録により管理している投資信託（金商法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託（金商法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び外国投資証券（金商法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。）のうち、募集（金商法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集をいう。）又は売出し（金商法第 2 条第 4 項に規定する有価証券の売出しをいう。ただし、外国証券売出しを除く。）が行われたものを対象とする。 なお、以下、「投資信託」、「外国投資信託」及び「外国投資証券」を総称して「投資信託等」という。 (2) 上記（1）にかかわらず、以下に掲げるものはトータルリターンの通知の対象外とすることができる。 ① 顧客の買付時において取引所金融商品市場、外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場において取引が行われていた投資信託等 ② 投資一任契約（金商法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する契約をいう。）に基づく運用対象として顧客が買い付けた投資信託等 ③ 金商業等府令第 65 条第 2 号イからハまでに掲げる投資信託並びにこれらと同様の性質を有する外国投資信託及び外国投資証券 ④ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号イ又はハに掲げる投資信託をいう。） ⑤ アンブレラ型投資信託等（投資信託等の運営に際して、複数のサブファンドをまとめて一つのファンドとして運営される投資信託等をいう。）のうち、次のすべてを充たすものをいう。 イ 投資信託約款等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等に連動（一定倍の連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ブル型ファンド）及び逆連動（一定倍の逆連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ベア型ファンド）並びに安定的運用を行い一時的な資金待機を目的とする旨が記載されているサブファンド（マネープールファンド）のうち、いずれか 2 つ以上を含むものであること ロ サブファンド（イ以外のサブファンドを含む。ハにおいて同じ。）

項 目	内 容
	間でのスイッチングが可能とされているものであること ハ 年2回を超える分配を行うサブファンドを含むものでないこと ⑥ 勤労者財産形成貯蓄制度における貯蓄契約（勤労者財産形成促進法第6条第1項、第2項及び第4項に規定する貯蓄契約をいう。）であって、預貯金等の額が定期的に通知（勤労者財産形成促進法施行令第13条の20に規定する通知をいう。）される投資信託等及びミリオン型投資信託 ⑦ 確定拠出年金（確定拠出年金法第2条第1項に規定する確定拠出年金をいう。）制度により拠出された資金により買い付けられた投資信託等 ⑧ 当該協会員と当該顧客との間で買付契約を締結したものではない投資信託等 ただし、協会員間の合併又は会社分割により引き継いだ投資信託等については、下記（3）のとおり取り扱う。 ⑨ 自社の口座間において移管された投資信託等 ⑩ 顧客が継続して10年を超えて保有している投資信託等 （3）協会員間の合併又は会社分割により引き継いだ投資信託等については、存続会社又は承継会社等がトータルリターンの通知を行う。 この場合、顧客が当該投資信託等を保有していた全期間についてトータルリターンの通知を行う。ただし、情報の引継ぎが困難である場合は、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額とする、又は、入庫前の累計受取分配金額はトータルリターンの計算に含めない等の対応を行うことができる。
2. 対象とする顧客の範囲	個人の顧客（特定投資家を除く。）を対象とする。 なお、特定投資家及び法人の顧客を対象に加えることもできる。
3. トータルリターンの計算方法	（1）トータルリターンは、以下の計算式により算出された金額とする。 （「①評価金額」＋「②累計受取分配金額」＋「③累計売付金額」）－「④累計買付金額」 （2）投資信託において、計算式の各計算要素の数値は、以下のとおりとする。 ① 評価金額とは、計算基準日現在において当該顧客が保有している当該投資信託のすべての口数を評価して得られた金額をいう。

項 目	内 容
	評価金額＝〔計算基準日現在の基準価額〕×〔計算基準日現在の保有口数〕÷〔計算口数〕 （注）基準価額に代えて解約価額を用いることもできる。 ② 累計受取分配金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が受け取った分配金受渡金額（税引後）の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。 累計受取分配金額＝〔分配金受渡金額の累計〕 分配金受渡金額＝〔当期の分配金額（1口当たりの分配金×保有口数）〕－〔当期の分配金額に係る税額〕 （注1）累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含めることもできる。ただし、その場合は、再投資分を累計買付金額にも含めること。 （注2）分配金受渡金額は税引前の金額を用いることもできる。 ③ 累計売付金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が一部換金した場合における売却金額の累計をいう。 累計売付金額＝〔売却金額の累計〕 売却金額＝〔解約価額〕×〔換金口数〕÷〔計算口数〕－〔換金手数料〕－〔換金手数料に係る消費税額〕 ④ 累計買付金額とは、当該投資信託の買付金額の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。 累計買付金額＝〔買付金額の累計〕 買付金額＝〔約定代金（基準価額×買付口数÷計算口数）〕＋〔販売手数料〕＋〔販売手数料に係る消費税額〕 （注）累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含める場合は、当該再投資分を累計買付金額にも含めること。 （3）外国投資信託及び外国投資証券における各計算要素の数値は、上記（2）に準ずる。 （4）外貨建の投資信託等については、当該投資信託等の建通貨（外貨）ベースでトータルリターンを計算する。ただし、円貨ベースでトータルリターンを計算することもできる。

項 目	内 容
4. 通知の方法	(1) トータルリターンの通知は、以下のいずれかの方法により行う。 ①書面の交付 ②ファクシミリ装置を用いた送信 ③電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第1号に規定する電子メールをいう。）を用いる送信 ④インターネットその他の電気通信回線を用いる送信 (2) 上記（1）②から④に定める方法によりトータルリターンを通知する場合、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法によりトータルリターンを通知することについて事前に通知を行うこともできる。 (3) 上記（1）にかかわらず、平成29年11月30日までは、顧客からのトータルリターンの照会に対し回答する方法により、トータルリターンを通知することができる。この場合、トータルリターンの通知の方法は、口頭又は上記（1）①から④に定める方法のいずれでも差し支えない。 (4) 上記（1）④に定める方法又は（3）に基づき顧客にトータルリターンを通知する場合、顧客がはじめてトータルリターンの通知の対象となる投資信託等を取得するまでに、これらの方法によりトータルリターンの通知を受けることができる旨を書面により顧客に通知する。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、書面に代えて、当該方法により通知を行うこともできる（下記6.「通知の内容」（2）に規定する通知において同じ。）。
5. 通知の頻度及び計算基準日	(1) 上記4.「通知の方法」（1）に定める方法によるトータルリターンの通知は、年1回以上行う。この場合において、トータルリターンの計算基準日は各協会員で定めることとし、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託等のトータルリターンを当該顧客に通知する。 (2) 上記4.「通知の方法」（3）に基づき通知する場合、トータルリターンを年1回以上計算し、直近に計算したトータルリターンを通知する。

項 目	内 容
6. 通知の内容	(1) トータルリターンの通知には、以下の事項を含めるものとする。 ①投資信託等の名称 ②計算基準日 ③評価金額 ④累計受取分配金額及び累計売付金額（両者の和である累計受取金額とすることもできる。） ⑤累計買付金額 ⑥トータルリターンの額 ⑦トータルリターンの計算式 ⑧書面に記載された金額は、税額計算において使用できない旨 ⑨その他、協会員が必要と認める事項 (2) 上記（1）にかかわらず、上記4.「通知の方法」（3）に基づき口頭により回答する場合において、顧客に上記（1）⑦及び⑧を書面により事前に通知している場合には、上記（1）①、②、⑥及び協会員が必要と認める事項について回答することができる。 (3) トータルリターンの通知に関し、トータルリターンの通知の対象となる投資信託等の範囲及びトータルリターンの計算式の各計算要素の基準について顧客が知り得るような環境を整備しなければならない。

以 上